

働き方改革関連法セミナー

法改正の対応はできていますか？

受講料
無料

働き方改革関連法の概要や事業所としての対応の仕方などについて事例を交えながら説明します。

残業は？

- ・36協定ってなに？
- ・残業代は変わるの？
- ・残業時間の上限を超えたら？

同一労働・同一賃金？

- ・同じ仕事をしていれば非正規労働者にも同じ賃金を支給しないといけないの？
- ・派遣労働者はどうなるの？

有給休暇は？

- ・有給休暇は必ずとらないといけないの？
- ・正社員でなくても有給休暇はあるの？

法改正の項目を確認して準備に取り掛かりましょう！

	大企業	中小企業
年次有給休暇の時季指定義務 労働時間の把握の実効性確保 フレックスタイム制の拡充 勤務間インターバルの努力義務 高度プロフェッショナル制度新設	2019年4月施行	
時間外労働の上限規制	2019年4月施行	2020年4月施行
月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ	(大企業は適用済)	2023年4月施行
同一労働・同一賃金(非正規労働者)	2020年4月施行	2021年4月施行

2019年 10月23日(水) 13:30~15:00

講師 日本商工会議所 産業政策第二部 副部长 杉崎友則氏

場所 松本商工会館 3階 301 会議室

※出来るだけ公共交通機関でご来館いただきますようお願いいたします。お車でのご越しの場合は駐車料金はご負担ください。

申込方法 下記にご記入のうえ、FAX してください。

主催 松本商工会議所

お問い合わせ 松本商工会議所 管理部 〒390-8503 松本市中央 1-23-1 電話 32-5356 FAX.33-1020 担当:近藤、戸辺

「働き方改革関連法セミナー」参加申込書 FAX.33-1020 松本商工会議所 管理部行

事務所名		E-mail	
連絡先	(〒)		
TEL		FAX	
参加者氏名		参加者氏名	
参加者氏名			

※ご記入いただいた情報はセミナー申込の目的以外には利用いたしません。